

家電リサイクル法における 費用回収方式について

平成26年5月30日

家電リサイクル法における費用回収方式について

- 家電リサイクル法におけるリサイクル費用の回収方式については、これまでの合同会合において、「購入時負担方式」（いわゆる「前払い」方式）として考え得る4つの方式を示し、「排出時負担方式」（現行方式、いわゆる「後払い」方式）と合わせて、各方式のメリット・デメリットや論点・課題を示して、議論を行ってきた。
- 前回第29回合同会合において、「方式を絞り込んで議論すべき」という意見があったことを踏まえ、購入時負担方式のうち、将来充当方式×資金管理法方式（前回資料3-2のA②方式）、当期充当方式×資金管理法方式（前回資料3-2のB②方式）について、現時点で想定される制度のイメージを示し、詳細な議論を行うこととする。

【議論の前提条件】

1. 関係主体に課される義務・責務については、現行制度と同様と仮定する。
 - ・製造業者等：指定引取場所における引取義務、再商品化等実施義務
 - ・小売業者：排出者からの引取義務（過去に販売した製品及び買い替えの場合に限る）、製造業者等への引渡義務（リユースする場合を除く）
 - ・市町村：小売業者に引取義務のない廃家電の回収、消費者への普及啓発等
 - ・消費者：料金を支払いに応じる責務
2. リサイクル料金に含まれる費用は現在と同様と仮定する。（リサイクルプラント（RP）、指定引取場所（SY）、管理会社、二次物流への委託費や管理票等の手数料、再商品化等に必要な製造業者等の経費（企画運営経費、研究開発経費等））
3. 廃家電の適正な排出を担保するため、少なくとも現在の家電リサイクル券（管理票）と同様の管理を行うと仮定する。（ただし、購入時負担方式の管理票では現行の家電リサイクル券の領収証機能は失われることとなる。）
4. リサイクル料金は製品価格に含めず、外部表示すると仮定する。（製品価格に含めた場合、1台あたりのリサイクル料金が不明確となる料金の「見えない化」が発生するとともに、製造業者等及び小売業者が適正なリサイクル費用を転嫁できない可能性があるため。）

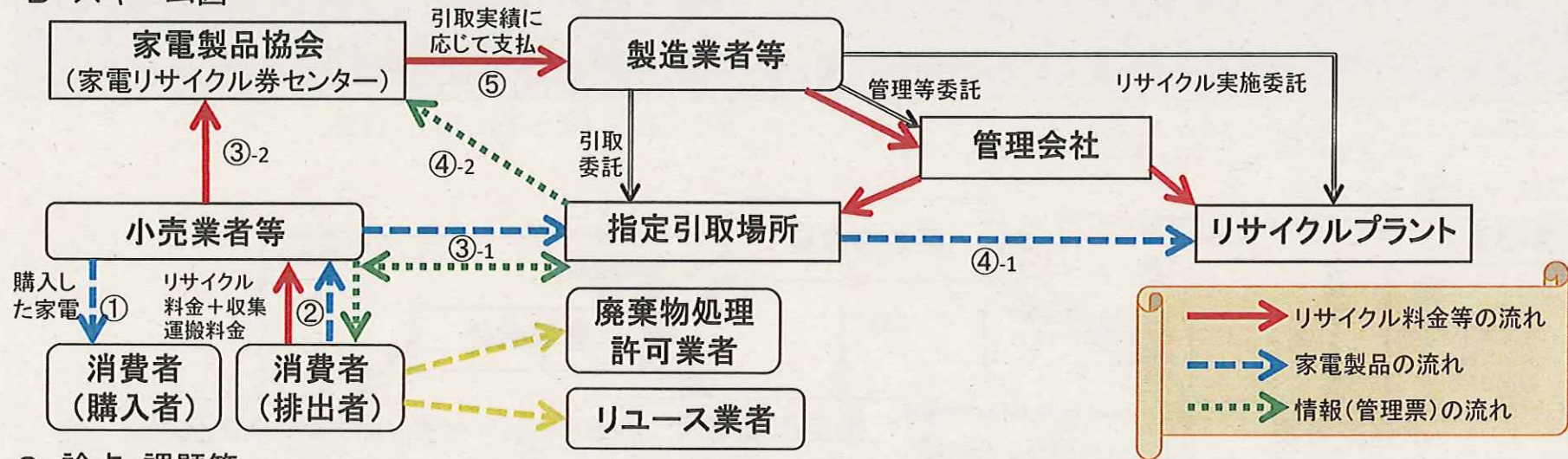
現行制度(排出時負担方式)

A 制度概要

- ①消費者が家電4品目の購入だけをする際には、リサイクル料金及び収集運搬料金の支払いは不要。
(論点・課題等1)
 - ②消費者(排出者)が廃家電を排出する際に、リサイクル料金及び収集運搬料金を小売業者等^{※1}に支払う。
(論点・課題等2、3)
- 小売業者等^{※1}は家電リサイクル券の写しを消費者(排出者)に交付する。
- ③小売業者等^{※1}は、当該廃家電を指定引取場所まで収集・運搬し、家電リサイクル券の回付を受ける。
また、リサイクル料金を家電リサイクル券センターに支払う。
 - ④製造業者等は指定引取場所で引き取った廃家電をリサイクルプラントに二次輸送して再商品化等を実施するとともに、引き取った廃家電の情報を家電リサイクル券センターに伝達。
 - ⑤家電リサイクル券センターは、各製造業者等のリサイクル実績に応じて、リサイクル料金を各製造業者等に支払う。

※1 小売業者ではなく、市町村や一般廃棄物収集運搬許可業者が実施する場合もある。以下同じ。

B スキーム図



C 論点・課題等

1. 製品購入時に当該製品のリサイクルに支払う料金が確定していないので、**リサイクル料金による製品選択ができない**ことをどう考えるか。
2. 排出時の**料金支払忌避**による**不法投棄**や**違法な廃棄物回収業者への排出の増加**要因となっている可能性があることについてどう考えるか。
3. **不法投棄**や**違法な廃棄物回収業者への対策**やそれに伴う**コスト**についてどのように考えるか。

将来充当方式 × 資金管理法方式(A②)のイメージ

A 制度概要

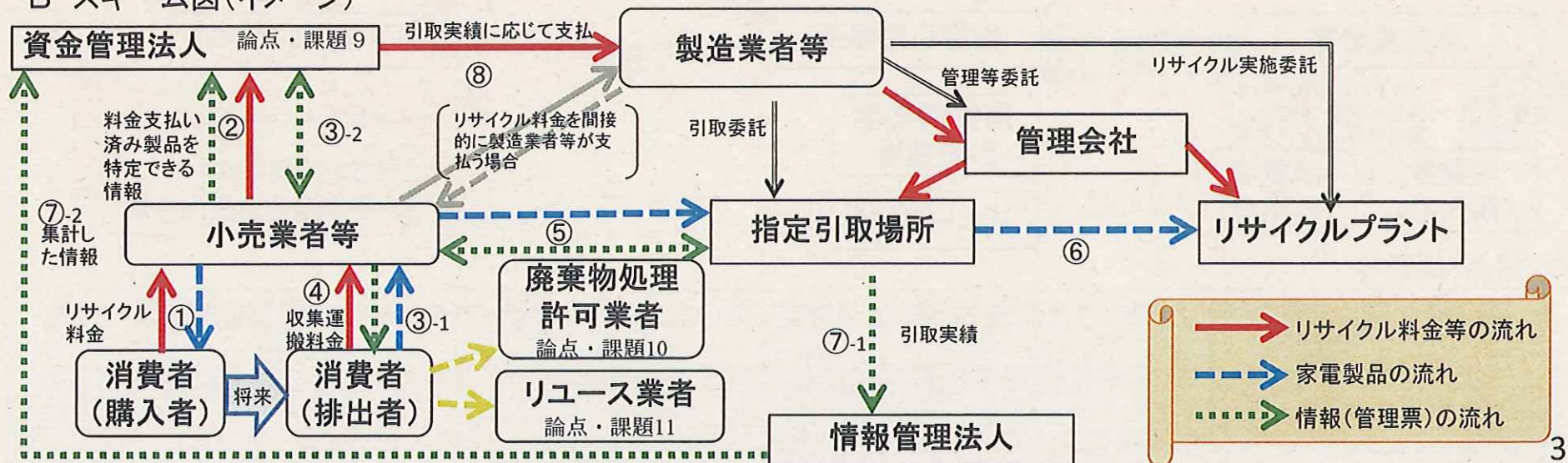
- ①消費者は特定年月日以降に購入した製品について、その製品が廃家電となって排出された際に必要となるリサイクル料金を購入時に小売業者に予め支払う。(論点・課題等1、2)
- ②小売業者はリサイクル料金(将来生ずるであろうリサイクル費用等を勘案し設定)を資金管理人に引き渡す※2とともに、料金回収済みの製品を特定できる情報を資金管理人に報告する。(論点・課題等3、4)
- ③消費者は当該製品が廃棄物となった際、小売業者等※1に当該廃家電を引き渡す。
小売業者等は、当該製品がリサイクル料金支払済みか否かを資金管理人に確認し、未払いである場合にはリサイクル料金を回収する。※3(論点・課題等5~7)
- ④消費者は収集運搬料金を小売業者等※1に支払い※4、小売業者等※1は管理票の写しを消費者(排出者)に交付する。(論点・課題等8)
- ⑤小売業者等※1は、当該廃家電を指定引取場所まで収集・運搬し、管理票の回付を受ける。
- ⑥製造業者等は指定引取場所で引き取った廃家電をリサイクルプラントに二次輸送して再商品化等を実施。
- ⑦指定引取場所は、引取実績を情報管理人に報告し、情報管理人は当該情報を集計した上で、資金管理人に伝達。
- ⑧資金管理人は情報管理人からのリサイクル実績に基づき、製造業者等にリサイクル料金を支払う。

※2 ここでは、小売業者等からリサイクル料金を回収する方式と仮定した。以下同じ。

※3 既販品については、追加的にリサイクル料金を回収するのが困難であるため、現行の後払い方式と仮定した。以下同じ。

※4 ここでは、収集運搬料金については、現行の後払い方式と仮定した。以下同じ。

B スキーム図(イメージ)



将来充当方式 × 資金管理法方式(A②)のイメージ[続き]

C 論点・課題等

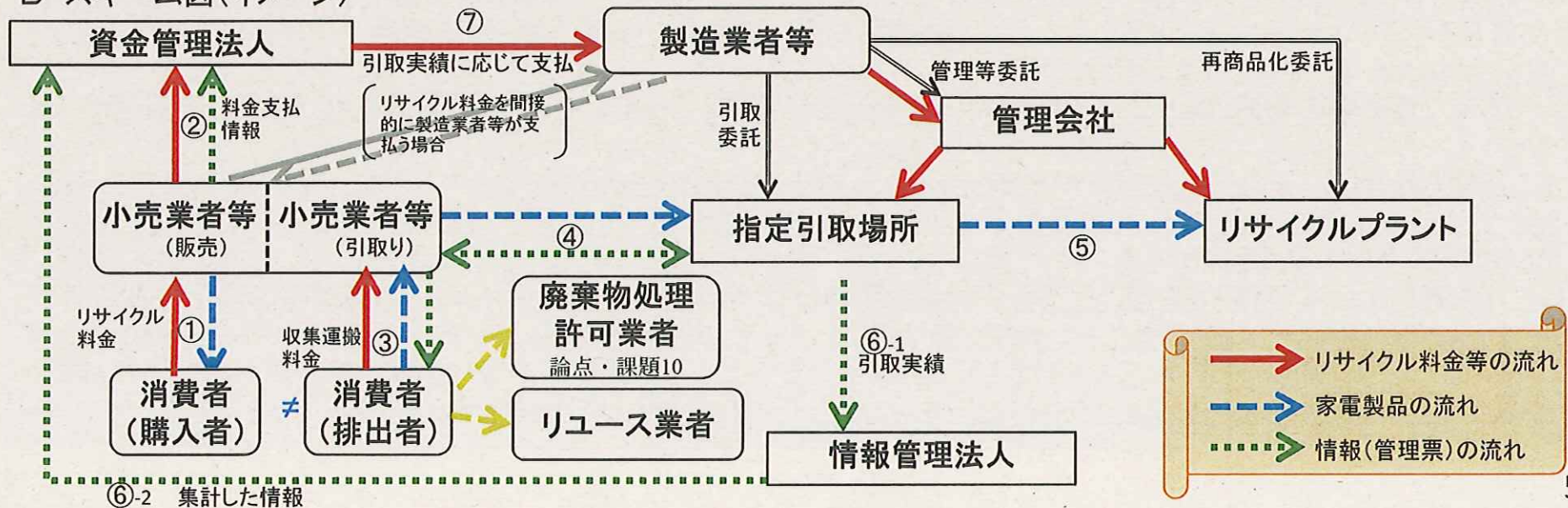
1. 消費者による支払拒否があった場合について、消費者・小売業者に支払いを義務付けることが考えられるか。
2. 海外の販売店から購入した消費者にどう対応するのか。
3. およそ8万店ある小売業者やネット事業者の全てから確実にリサイクル料金を回収するシステムの構築をどのように行うのか。または、製造業者等からリサイクル料金を回収するシステムを構築するのか。その場合、リサイクル料金の適正な転嫁についてどう考えるか。
4. 将来のリサイクル費用の予測が困難であることにどう対応するか。
5. 自動車における車検制度のような個品管理制度が存在しない中で、排出時の料金支払い済製品の識別について、マークをつけるなどの対策をどのように行うのか。また、そのコストをどう考えるのか。
6. 約3億台の既販品への対応が困難であり、既販品について現行の排出時負担方式を採用した場合、相当程度長期間にわたり二つの制度が並存することをどう考えるのか。(なお、全ての既販品が排出されたか否かを確認することは困難。)また、買い換えの際に消費者は二台分の廃家電のリサイクル費用を同時負担することをどう考えるのか。
7. 排出時には消費者による支払いが生じないため、使用年数長期化による排出抑制効果が失われる可能性があることについて、どう考えるか。(費用支払いと排出のタイミングがずれるため、排出することの抑止力にならない。)
8. 収集運搬料金の取扱いをどう考えるか。(収集運搬料金も購入時負担方式とする場合、収集運搬方法やその主体が特定できないため、一律料金・一律支払となるのではないか。その場合、水準をどの程度とするか。収集運搬料金の管理システム・管理主体をどうするのか。収集運搬料金のみ排出時負担方式とする場合、不法投棄の削減等のメリットが失われることをどう考えるか。)
9. リサイクル料金の管理コストについてどのように考えるか。(リサイクル料金が高くなる可能性があることをどう考えるか。)
10. 製造業者等及びその受託者以外の者がリサイクルを行った場合、その費用に対する支払いを行うのか。支払う場合、拡大生産者責任に基づき、製造業者等にリサイクルを義務付けていることとの関係をどう考えるか。また、リサイクルの質をどのように担保するか。
11. 消費者がリユース目的で譲渡した場合の料金の取扱いをどう考えるか。(海外への中古品輸出の場合のみ還付するか。還付する場合、資金管理法が管理するリサイクル料金の還付は誰が行い、手続に係るコスト等を誰が負担するか。還付しない場合、現行制度と比較してリユースユーザーにとっての負担感は減少する可能性がある一方、現状でリユース可能なものについてもリユースに回すインセンティブが減少する可能性があることをどう考えるか。)

当期充当方式 × 資金管理法人方式(B②)のイメージ

A 制度概要

- ①消費者は製品を購入する際に、同時期に発生する廃家電のリサイクル費用に充当するためのリサイクル料金を小売業者に支払う。(論点・課題等1、2)
- ②小売業者は製品購入者から回収したリサイクル料金を資金管理法人に引き渡す※²とともに、製造業者等別の販売台数等の支払情報を資金管理法人に報告する。(論点・課題等3)
- ③消費者は廃家電を排出する際に、小売業者等※¹に当該廃家電を引き渡す。その際、収集運搬料金※⁴を支払う。小売業者等※¹は管理票の写しを消費者(排出者)に交付する。(論点・課題等4、5)
- ④小売業者等※¹は当該廃家電を指定引取場所まで収集・運搬し、管理票の回付を受ける。
- ⑤製造業者等は指定引取場所で引き取った廃家電をリサイクルプラントに二次輸送して再商品化等を実施。
- ⑥指定引取場所における引取実績を情報管理法人に報告し、情報管理法人は当該情報を集計した上で、資金管理法人に伝達。
- ⑦資金管理法人は情報管理法人からのリサイクル実績に基づき、製造業者等にリサイクル料金を支払う。
- ⑧情報管理法人又は資金管理法人は、翌期の収支見通しを勘案し、翌期のリサイクル料金を決定する。
(論点・課題等6、7)

B スキーム図(イメージ)



当期充当方式 × 資金管理法方式(B②)のイメージ[続き]

C 論点・課題等

1. 消費者による支払拒否があった場合について、消費者・小売業者に支払いを義務付けることが考えられるか。
2. 海外の販売店から購入した消費者にどう対応するのか。
3. およそ8万店ある小売業者やネット事業者の全てから確実にリサイクル料金を回収するシステムの構築をどのように行うのか。小売業者及び製造業者等のフリーライダー対策をどのように行うのか。または、製造業者等からリサイクル料金を回収するシステムを構築するのか。その場合、リサイクル料金の適正な転嫁についてどう考えるか。
4. 排出時には消費者による支払いが生じないため、使用年数長期化による排出抑制効果が失われる可能性があることについてどう考えるか。(費用支払いと排出のタイミングがずれるため、排出することの抑止力にならない。)
5. 収集運搬料金の取扱いをどう考えるか。(収集運搬料金も購入時負担方式とする場合、収集運搬方法やその主体が特定できないため、一律料金・一律支払となるのではないか。その場合、水準をどの程度とするか。収集運搬料金の管理システム・管理主体をどうするのか。収集運搬料金のみ排出時負担方式とする場合、不法投棄の削減等のメリットが失われることをどう考えるか。)
6. 環境配慮設計による料金低減化が期待しにくいことについてどう考えるか。(消費者が支払うリサイクル料金が当該製品のリサイクル費用に充てられるわけではなく、消費者が支払うリサイクル料金の総額を同時期に発生するリサイクル費用の総額に充てられる。その際、リサイクル料金を一律に設定する場合には、個々の製品のリサイクルコストに応じた料金の差別化が困難となり、料金引下げのインセンティブが低下する。結果的に環境配慮設計のインセンティブが働きにくくなる。)
7. 排出台数と販売台数の正確な予測が困難であり、回収したリサイクル料金の総額と費用の総額に乖離が生じた場合にどう対応するか。(余剰又は不足が出た場合、資金の繰り越し又は補填をどうするか。余剰が出た場合には課税対象となる可能性がある。)また、消費者に販売される製品の正確な台数把握をどのように行うのか。
8. 排出者と負担者の関係が一致しないため、消費者が購入した製品とは関係なく、リサイクル費用を負担するという負担力に着目した「税」に近い制度となることをどう考えるか。
9. 制度変更前に新品を購入し、しばらく退蔵した上で制度変更後に排出すれば、実質的に料金を回収できなくなることにどう対応するか。
10. 製造業者等及びその受託者以外の者がリサイクルを行った場合、その費用に対する支払いを行うのか。支払う場合、拡大生産者責任に基づき、製造業者等にリサイクルを義務付けていることとの関係をどう考えるか。また、リサイクルの質をどのように担保するか。
11. 例えば、テレビ等の対象品目が我が国で全て販売中止となった場合に、充当すべき料金を回収することが困難となることにどう対応するか。